

信頼こそ、
私たちの資産。**Amundi**
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・フロア・アロケーション

追加型投信/内外/資産複合

2020年4月20日

運用状況と信託終了(繰上償還)等に関するQ&A

平素はアムンディ・フロア・アロケーション（以下、「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当ファンドは、世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産（主に現金や短期国債）等の幅広い資産クラスに分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として2015年（平成27年）12月11日に設定されました。しかしながら、2020年2月下旬以降の世界規模での株式および債券市場の過去にない混乱による価格下落の影響を受け、2020年3月19日の基準価額が9,319円となり、直近のフロア水準[®]の9,321円を下回ることとなりました。これにより、投資信託約款に基づき、速やかに円建の短期金融資産（主に現金や短期国債）等を中心とする運用に切り替わっており、2020年5月7日に基準価額の90%でフロア水準[®]を再設定し、ファンドの基本方針に沿った運用を再開いたします。

一方、設定以来、直近に至るまで、当ファンドの純資産総額は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億円を下回る状態が継続しており、2020年3月31日現在の純資産総額は2.20億円にとどまり、今後、本ファンドの運用の基本方針に沿った運用の継続が困難な状況となっております。このため、弊社としましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。この書面決議にあたり、**受益者の皆さまに費用等が発生することはありません。**また、信託終了（繰上償還）にご賛成いただける場合には、**受益者の皆さまにお手続き等が発生することはありません。**本決議が可決された場合、2020年（令和2年）7月6日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）させていただくこととなります。

受益者の皆さまには、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

お問合せ先
アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
0120-202-900（フリーダイヤル）
（委託会社の営業日の 9:00～17:00）

(R2004007)

今後の主なスケジュール

Q1. 今後の主なスケジュールについて教えてください。

- 2020年4月20日(月) 権利受益者の確定日
購入申込受付停止* (定時定額購入を含みます)
議決権行使期間開始日 (2020年4月20日~2020年5月26日)
- 2020年5月7日(木) 新しいフロア水準®の決定日 (運用を再開します)
- 2020年5月26日(火) 議決権行使期間最終日
- 2020年5月27日(水) 書面決議の日
- 2020年7月2日(木) 換金解約受付最終日
- 2020年7月6日(月) 信託終了(繰上償還)日(予定)

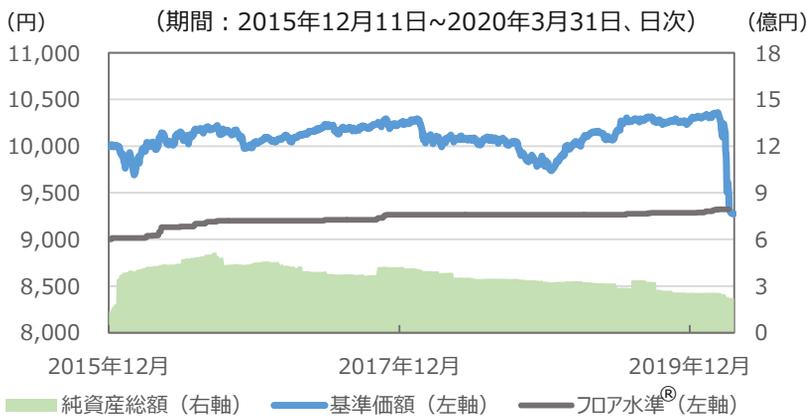
*繰上償還が否決された場合は2020年5月28日(木)より購入申込受付を再開します。

当ファンドの運用に関するQ&A

Q2. 基準価額、フロア水準®、純資産総額の推移およびこれまでの運用状況について教えてください。

以下をご参照ください。

基準価額、フロア水準®および純資産総額の推移



2020年3月31日現在

基準価額	9,275円
直近のフロア水準® (2020年3月18日)	9,321円
純資産総額	2.20億円

- 基準価額は信託報酬控除後です。
- 基準価額の推移は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- フロア水準®は、設定日以降の基準価額の最高値の90%です。

上記は過去のデータであり、将来を示唆または保証するものではありません。

* フロア水準®はアムンディ・ジャパン株式会社の登録商標です。フロア水準®は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準®を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。市場が急落した場合等には、基準価額がフロア水準®を下回る可能性があります。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。

当ファンドは2015年12月11日に設定され、世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産(主に現金や短期国債)等の幅広い資産クラスに分散投資を行いながら、基準価額の下落を一定水準(「フロア水準®」)までに抑えることを目指して運用を行ってまいりました。

上記は本資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

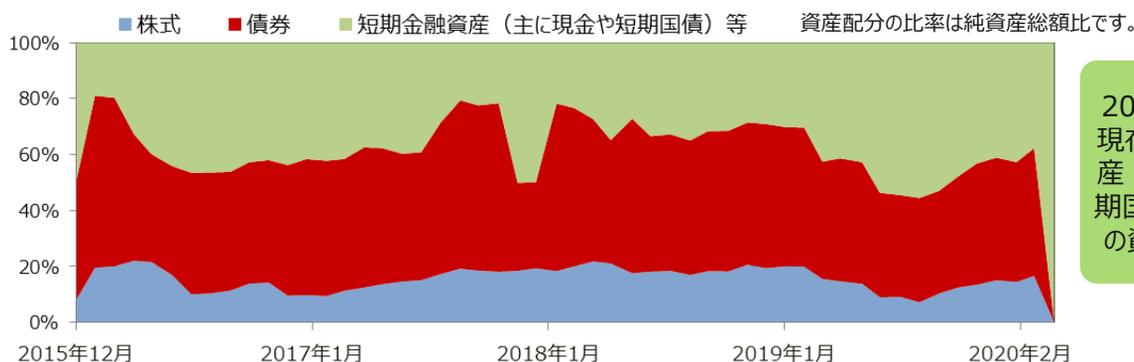
当資料のご使用に際しては、P6「当資料のお取扱についてのご注意」をご覧ください。
フロア水準®はアムンディ・ジャパン株式会社の登録商標です。

2016年年初には、中国経済の減速懸念などを背景とした株式市場下落の影響を受け、基準価額が、9,700円を割り込む場面もありましたが、その後は上昇に転じ、2016年、2017年ともにおおむね10,000円を上回って推移してきました。2018年後半にかけては、米中貿易摩擦問題等による株式市場の軟調に加え、米国での金利上昇を背景とした債券市場の下落などにより、2018年12月28日の基準価額は9,734円となりました。

2019年以降は市場が堅調に推移したことから、2020年2月20日に設定来最高値となる10,357円まで上昇しましたが、2月下旬以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、株式および債券市場が大きく変動しました。当ファンドでは、リスク抑制を目指した運用を行い、米国国債の組入を増やす一方、社債および新興国国債の組入を減らしました。さらに3月中旬には株式をすべて売却し、短期金融資産（主に現金や短期国債）等の組入比率を約6割に引き上げました。しかしながら、世界規模で債券市場が想定を大きく上回って変動し、欧米社債市場が大幅に下落したことにより、2020年3月19日時点の基準価額は9,319円となり、フロア水準®の9,321円をわずかながら下回ることになりました。これにより、投資信託約款に基づき、速やかに円建の短期金融資産（主に現金や短期国債）等を中心とする運用に切り替えました。今後、2020年5月7日に基準価額の90%でフロア水準®を再設定し、ファンドの基本方針に沿った運用を再開いたします。

なお、信託報酬につきましては、基準価額がフロア水準®以下に下落した翌日（2020年3月20日）から再設定日（2020年5月7日）の間、水準を0.05%に引き下げ適用いたします。

資産配分の推移【期間：2015年12月30日～2020年3月31日、月次】



2020年3月31日現在、短期金融資産（主に現金や短期国債）等100%の資産配分です。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。上記は過去のデータであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

今後の運用方針と新しいフロア水準®に関するQ&A

Q3. なぜ、新しいフロア水準®が設定されるのですか。

2020年3月19日の基準価額が9,319円となり、直近のフロア水準®の9,321円を下回ることとなったため、投資信託約款に基づき、フロア水準®の再設定日（2020年5月7日）の基準価額の90%でフロア水準®を再設定します。

Q4. 新しいフロア水準®はいつどのように決まりますか。

基準価額がフロア水準®以下となった3月19日から30営業日目にあたる、2020年5月7日（木）に決定します。新しいフロア水準®は、再設定日の基準価額の90%となります。仮に同日の基準価額が9,200円の場合、その90%の8,280円が新しいフロア水準®となり、**当初設定時のフロア水準® 9,000円を下回りますので ご注意ください。**

Q5. 新しいフロア水準®はいつどのように知ることができますか。

2020年5月7日に新しいフロア水準®が決定次第、受益者および投資家の皆さま向けに通知レターを作成し、弊社ホームページおよび各販売会社を通じてご案内いたします。

アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ <https://www.amundi.co.jp>

Q6. 新しいフロア水準®が決まるまでの基準価額はどのような動きになりますか。

現在、当ファンドは短期金融資産（主に現金や短期国債）等の組入が100%と、価格が大きく変動するリスク性資産への投資は抑えられており、市場変動の影響は限定的です。したがって、株式市場や債券市場の下落の影響を抑えることはできますが、一方で、市場が上昇した場合でも、市場の上昇に追従できません。

また、市場の影響は限定されますが、金利状況、市場環境、運用コスト等の要因によって基準価額が変動する場合があります。

なお、信託報酬につきましては、投資信託約款に従い、基準価額がフロア水準®以下に下落した翌日（2020年3月20日）から再設定日（2020年5月7日）の間、水準を0.05%に引き下げ適用いたします。

Q7. 新しいフロア水準®が決まった後はどのような運用になりますか。

新しいフロア水準®が決定しましたら、再度市場リスクを取り、世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産（主に現金や短期国債）等の幅広い資産クラスへの分散投資を再開します。

ただし、当ファンドは2020年5月27日に信託終了（繰上償還）の書面決議を行います。そのため、信託終了（繰上償還）が可決された場合は、組入資産を売却し、円建の短期金融資産（主に現金や短期国債）等を中心とした安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

信託終了（繰上償還）に関するQ&A

Q8. なぜ信託終了（繰上償還）するのですか。

当ファンドは、2015年（平成27年）12月11日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、2020年3月31日現在の純資産総額は2.20億円となっています。この純資産総額は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億円を下回っており、本来の商品性を維持した形での運用の継続が困難な状況となっております。

この状況を踏まえ、速やかに当ファンドの信託を終了（繰上償還）し、お預かりした信託財産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。

Q9. 信託終了（繰上償還）にあたり、どのような手続きが必要となりますか。

当ファンドの受益者の皆さまから、信託終了（繰上償還）の可否について書面による決議が必要となります。3分の2以上の賛成で当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決となります。信託終了（繰上償還）の決定にあたっては、2020年（令和2年）4月20日時点の受益者※の皆さまからの決議により、決定します。

ただし、議決権を行使しない（議決権行使書面を返送しない）場合には、賛成したものとしますので、投資信託約款の変更に賛成いただける場合は、特段の手続きは必要ありません。

※ 2020年（令和2年）4月17日以降に取得申込みをされたお客さま、4月16日以前に解約申込みをされたお客さまには議決権はありません。

Q10. 書面決議とは何ですか。

「議決権行使書面」によって、信託終了（繰上償還）について賛否の決議を取り、信託終了（繰上償還）の可否を決定することです。

2020年（令和2年）4月20日時点の受益者の皆さまあてに「議決権行使書面」が送付されますので、受益者の皆さまは賛成あるいは反対の立場で議決権を行使できます。送付された「議決権行使書面」が返送されない場合には、議案（信託終了/繰上償還）に賛成と見なしますので、**賛成の場合は、特段の手続きは必要ありません。**

Q11. 信託終了(繰上償還)に賛成の場合、どうすればよいですか。

送付された「議決権行使書面」が返送されない場合には、信託終了(繰上償還)に賛成と見なしますので、**賛成の場合は、特段の手続きは必要ありません。**

送付された「議決権行使書面」の“賛成します”を○で囲み、返信用封筒にてご返送いただいても結構です。

Q12. 信託終了(繰上償還)に反対の場合、どうすればよいですか。

必要事項をご記入の上、「議決権行使書面」の“反対します”を○で囲み、2020年(令和2年)5月26日(当日必着)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

Q13. 信託終了(繰上償還)になるかならないかはどのように案内されますか。

可決、否決の決定は、いずれの場合においても、信託終了(繰上償還)の可否の決定日である2020年(令和2年)5月27日に弊社ホームページに掲載します。

<アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ> <https://www.amundi.co.jp/>

Q14. 信託終了(繰上償還)が可決された場合、どうなりますか。

2020年(令和2年)7月6日をもって信託を終了(繰上償還)します。解約手続きにおいては、受益者の皆さまの保護に欠ける恐れがないものとして、買取請求の適用はありません。ご換金、ご解約については、通常通り2020年(令和2年)7月2日まで販売会社にて受付けます。

Q15. 信託終了(繰上償還)が否決された場合、どうなりますか。

信託終了(繰上償還)に係る議案が否決された場合には、お預かりしている信託財産の運用は継続します。ただし、引き続き当ファンドの純資産総額が投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億円を下回り、継続的な運用が困難と判断した場合には、当ファンドを償還する場合があります。

Q16. 償還価額はいつ決まり、償還金はいつ支払われますか。

償還価額は信託終了日(繰上償還日)である2020年(令和2年)7月6日の夕方に決まり、弊社ホームページに掲載します。償還金は原則として2020年(令和2年)7月7日以降に支払われます。また、2020年(令和2年)9月以降に償還交付運用報告書を送付いたします。

<アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ> <https://www.amundi.co.jp/>

Q17. 購入・換金解約はいつまでできますか。

2020年4月20日以降ご購入のお申し込みはいただけません(定時定額購入を含みます)。繰上償還が決定した場合、2020年7月2日(金)まで換金解約を受け付けます※。なお、繰上償還が否決された場合、2020年5月28日(木)より購入申込の受付を再開いたします※。

※ 販売会社によって異なる場合がありますので、換金の最終受付日や具体的な手続き等に関しては、お取引の販売会社にご確認ください。

ファンドの目的

ファンドは安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- ① 世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産等の幅広い資産クラスに分散投資を行う
- 各証券に関連する上場投資信託証券（ETF^{※1}）を通じての投資が中心となります。
 - 株式・債券および金利の指数等の先物取引等を行う場合があります。
 - 組入外貨建資産については、機動的に為替ヘッジ^{※2}を行います。
 - 運用の指図の権限は、アムンディ・アセットマネジメントに委託します。
- ※1 Exchange Traded Fundの略で、取引所に上場、主に株価指数等の特定の指標への連動を目指す投資信託です。
 ※2 為替ヘッジを行うことを基本としますが、一部ヘッジを行わない場合もあります。
- ② 基準価額の下落を一定水準（「フロア水準」）までに抑えることを目指します。
- 設定日以降の基準価額の最高値の90%を「フロア水準」とします。設定時のフロア水準は9,000円です。
 - 基準価額が上昇し最高値が更新される毎に、フロア水準は当該最高値の90%に引き上げられます。基準価額がフロア水準以下に下落しない限り、フロア水準は下がりにません。（分配金が支払われてもフロア水準は変わりません。）
 - 基準価額がフロア水準以下に下落した場合は、基準価額がフロア水準以下に下落してから、一定期間（30営業日とします。）経過した日（再設定日）の基準価額の90%で新たなフロア水準が設定されます。再設定日以降、基準価額が最高値を更新すれば、フロア水準は引き上げられます。
- ③ 資産配分を機動的に変更し、基準価額の下落を抑えつつ、安定的な収益の獲得を目指します。
- 経済見通し、市況動向や投資対象資産の特性を勘案したうえで、最適な投資比率を決定します。
- ◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資リスク

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、資産等の選定・配分リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、一定水準（「フロア水準」）に関する留意点、分配金に関する留意点等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。＞

当資料のお取り扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した情報提供資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には受付できません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	2025年9月5日までとします。(設定日：2015年12月11日)
決算日	年1回決算、原則として毎年9月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 1.1% (税抜1.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.32% (税抜1.20%) 以内*を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。</p> <p>※基準価額が一定水準(「フロア水準」)以下に下落した場合は、再設定日までの一定期間は金利水準等をもとに、所定の算式にしたがい計算した信託報酬を適用します。</p> <p>◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、 その他の関係法人	<p>委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>受託会社：株式会社りそな銀行(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 販売会社：販売会社につきましては、巻末をご参照ください。</p>
ファンドに関する 照会先	<p>アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス：https://www.amundi.co.jp/</p>

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			○	
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	○	